

10 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 記入要領

この申告書は、給与所得者がその年最初に給与等の支払いを受ける日の前日までに、控除を受けようとする扶養親族等の氏名や、障害者に該当する事実などを申告するため、主たる給与等の支払者を経由して税務署へ提出する書類です。
扶養親族のいない単身者も含めて、全員が提出する必要があります。

No.	項目名	チェック項目																											
1	世帯主の氏名	世帯主(住民票上で世帯主と記載されている人)の氏名を記入 ※あなたが世帯主の場合は、あなたの名前を記入																											
2	あなたとの続柄	職員本人からみた世帯主の続柄を記入 ※あなたが世帯主なら「本人」、父親が世帯主なら「父」など																											
3	あなたの氏名 (フリガナ)	あなたの氏名及びフリガナを記入																											
4	あなたの住所又は 居所	(現): 令和6年1月1日現在の住民票の住所を記入 (正): 1月2日以降に転居している場合は転居後の住所を記入																											
5	配偶者の有無	配偶者の有無にレ点を記入																											
6	市区町村長	令和6年1月1日現在、 あなたの住所地等の市区町村長 を記入																											
7	源泉控除対象配偶者	令和6年1月1日現在、扶養している配偶者(令和6年中の合計所得金額の見積額が95万円以下)の氏名及びフリガナを記入 ※ただし、あなたの令和6年分の所得見込みが900万円(給与収入のみで1095万円)を超える場合、申告できません																											
8	控除対象扶養親族 (16歳以上)	令和6年1月1日現在16歳以上(平成21年1月1日以前生)の扶養親族の氏名及びフリガナを記入																											
9	9-1 「特」「老」 9-2 「同居老親等」	次に該当する場合は、それぞれの欄にレ点を記入 「特」: 特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人) (平成14年1月2日～平成18年1月1日生) 「老」: 老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人) (昭和30年1月1日以前生) 「同居老親等」: 老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、 所得者又は配偶者のいずれかと同居を常況としている人																											
10	非居住者である親族	源泉控除対象配偶者が非居住者である場合に○を記入 非居住の控除対象扶養親族は、いずれか該当する口にレ点を記入 「16歳以上30歳未満または70歳以上」 「30歳以上70歳未満」・「留学」・「障害者」・「38万円以上の支払」 ※「非居住者」とは: 国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続き一年以上 国内に住所を有しない個人																											
	生計を一にする事実	※申告書提出時は金額は空欄 控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合: 令和6年の年末調整時に令和6年中に送金等仕送りをした合計額を記入																											
		非居住者である親族の扶養控除、配偶者控除又は障害者控除の適用を受ける場合は、総務局労務課にご相談ください。																											
	年間所得 ※「収入額」ではなく 収入額から所得控除 の金額を差し引いた 「所得額」を記入	給与、年金、事業等の種類を記入(年金については、種類(国民年金、厚生年金、老齢年金、障害年金及び遺族年金等)も記入) 見積額は、R6.1.1～12.31までの予定所得金額を記入 無職の場合、「なし」「0円」と記入(子についても記入) ※源泉控除対象配偶者となれる所得限度額は、95万円以下 ※扶養親族となれる所得限度額は、48万円以下 (参考)給与所得のみの所得額算出 収入額が150万円以下の場合、所得額は95万円以下 収入額が103万円以下の場合、所得額は48万円以下																											
11		<p>●(参考)</p> <p>①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです(特定支出控除の適用がある場合を除きます)。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与の収入金額</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得金額調整控除の適用を受ける場合</td> <td>11,100,000円</td> <td rowspan="2">9,000,000円</td> </tr> <tr> <td>所得金額調整控除の適用を受けない場合</td> <td>10,950,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,500,000円</td> <td>950,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,030,000円</td> <td>480,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>公的年金等の収入金額</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">65歳未満</td> <td>1,633,334円</td> <td>950,000円</td> </tr> <tr> <td>1,080,000円</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">65歳以上</td> <td>2,050,000円</td> <td>950,000円</td> </tr> <tr> <td>1,580,000円</td> <td>480,000円</td> </tr> </tbody> </table>	給与の収入金額		所得金額	所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円	所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円		1,500,000円	950,000円		1,030,000円	480,000円		公的年金等の収入金額	所得金額	65歳未満	1,633,334円	950,000円	1,080,000円	480,000円	65歳以上	2,050,000円	950,000円	1,580,000円	480,000円
給与の収入金額		所得金額																											
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円																											
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円																												
	1,500,000円	950,000円																											
	1,030,000円	480,000円																											
	公的年金等の収入金額	所得金額																											
65歳未満	1,633,334円	950,000円																											
	1,080,000円	480,000円																											
65歳以上	2,050,000円	950,000円																											
	1,580,000円	480,000円																											
12 13	障害者等	該当する欄等に○を付け、()内に該当する扶養親族の人数を記入 ※あなたの所得が900万円を超える場合、源泉控除対象配偶者としては申告できませんが、配偶者が障害者控除の要件を満たす場合、障害者控除のみ申告できます。⑬に内容等を記載してください。																											
16 17	16-1・16-2・17 個人番号 (マイナンバー)	※個人番号(マイナンバー)は記入しないでください。 確認書類として、「04社会保障・税番号制度にかかる通知カード確認票」に、個人番号カード(裏面)のコピーまたは、個人番号入りの住民票のコピーを添付してください。																											

記入例

令和6（2024）年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

（この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族がない人も提出する必要があります。この申告書は、給与から給与の支払を受けている場合には、そのうち1か所にしか提出することができません。）



扶

所轄税務署長等 中 税務署長 6	給与の支払者の名称(氏名)及び法人(個人)番号 横浜市役所 3000020141003	職員番号を記入 所属コード欄は記入しない	(フリガナ) あなたの氏名 カンナイ ハナコ 3	世帯主の氏名及びあなたとの続柄 関内 一郎 ・ 夫 1	配偶者の有無 有 2	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には○印を付けてください)
横浜市 長	給与の支払者の所在地(住所) 横浜市中区本町6丁目50番地の10	職員番号 1240000	あなたの個人番号 16-1 4	あなたの住所又は居所 (現) 横浜市鶴見区〇〇町△△-□□ 5	有 無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者（特別障害者）、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

7 A 源泉控除対象配偶者 9-1	氏名 カンナイ ナミオ 関内 波男	個人番号 17	あなたとの続柄 父男	性別 男	生年月日 昭和26.10.4	職業 なし	住所又は居所 申告者に同	10 居住者である親族 該当する場合は○を付けてください	生計を一にする事実 11 学生 年金(老齢)	年間所得 見積額 95万	異動月日及び事由
8 B 控除対象扶養親族(16歳以上) (H21.1.1以前生)	13 障害者の内容 障害の内容、寡婦等に該当する年月日を記入 障害の場合⇒障害者手帳またはカード(両面)のコピーを添付 同一生計もしくは扶養親族である子がいる場合⇒ひとり親に該当 寡婦(離別)の場合⇒扶養親族がいないと控除の対象になりません ※障害者が16歳未満の扶養親族かつ非居住者である場合⇒その旨を記入・金額は空欄 (年末調整時に令和6年中にその親族に送金等した金額の合計額を記入)										
C 障害者等 12	1 障害者 該当する欄等に○を付け、()内に該当する扶養親族の人数を記入してください。 区分 本人 同一生計配偶者 扶養親族 1 ()人 2 寡婦(死別) 3 寡婦(離別) 4 ひとり親 5 勤労学生 13 関内 波男 △△障害 神奈川県第〇〇号 身体障害者手帳 第3級 昭和63年10月1日交付										

14 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名 あなたとの続柄 生年月日 職業 住所又は居所 異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者 氏名 あなたとの続柄 住所又は居所
14 他の所得者が控除を受ける扶養親族等 同一家庭内に他の所得者がいて、扶養親族を分けて申告する場合⇒他の所得者が控除を受ける扶養親族の氏名およびフリガナを記入		

◎「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
◎控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合、もしくは、扶養親族のうち特定扶養親族又は老人扶養親族に該当する人がある場合には、それぞれ該当する者の氏名の頭部の□に✓印を付けてください。
なお、老人扶養親族が同居老親等に該当する場合には、「同居老親等」欄に○を付けてください。

15 住民税に関する事項	氏名 カンナイ ヒデオ 関内 香雄	個人番号 16-2	あなたとの続柄 子男	性別 男	生年月日 平成21.12.5	職業 なし	住所又は居所 申告者に同じ	控除対象外 国外扶養親族	年間所得 種類 見積額 なし 0	異動月日及び事由	
16歳未満の扶養親族(H21.1.2以後生)	15 住民税に関する事項 (16歳未満の扶養親族) 令和6年1月1日現在16歳未満(平成21年1月2日以後生)の扶養親族の氏名およびフリガナを記入 (退職所得等を有する配偶者・扶養親族) 退職所得等の支払を受ける配偶者(あなたと同一生計で、令和6年の退職所得を除いた所得が133万円以下であるもの)										